

○ 薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄） · · · · ·

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（薬局の構造設備）

第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ

同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

（薬局の構造設備）

第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。

イ 液量器
ロ 温度計（100度）
ハ 水浴
ニ 調剤台
ホ 軟膏板

ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒

ト はかり（感量10ミリグラムのもの及び感量100ミリグラムのもの）

チ ビーカー
リ ふるい器

ヌ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）

ル メスピペツト
ヲ メスフラスコ又はメスシリンドラー
ワ 薬匙[。](金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)
カ ロート
ヨ 調剤に必要な書籍(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製するものを含む。以下同じ。)
十四・十五 (略)

255 (略)

ル メスピペツト及びピペツト台
ヲ メスフラスコ及びメスシリンドラー
ワ 薬匙[。](金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)
カ ロート及びロート台
ヨ 調剤に必要な書籍(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製するものを含む。以下同じ。)
十四・十五 (略)

255 (略)